

第五回 國會議院 地方行政委員會 會議錄 第七号

昭和二十四年四月六日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

同日
圖司安正君が理事に追加当選した。

四月一日

地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五五号)(参議院送付)

同月五日

地方配付税法の特例に関する法律案
(内閣提出第二八八号)

同月一日

地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五五号)(予)

同月二日

地方税法の一部改正に関する請願
(川野芳満君外四名紹介)(第八八号)

地方債の償還期限延長及び利率引下
に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一
一三三号)

地方公共団体の國家委任事務費全額
國庫負担等に関する請願(河日陽一
君紹介)(第二二二五号)

本日の會議に付した事件
理事の互選

地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五五号)(参議院送付)

警察に関する件

〇川西委員長代理 ただいまから會議
を開きます。

委員長の指名により、私が委員長
の職務を代行いたします。

まず理事でありました橋本龍伍君
が、四月一日本委員を辞任せられまし
たので、その補欠選任を行いたいと思
います。

〇川西委員長代理 御異議なしと認
め、委員より指名することによりいたし
ます。圖司安正君を理事に指名いたし
ます。

〇川西委員長代理 それでは、これよ
り去る四月一日予備審査のため本委員
会に付託され、さらに同日本付託され
ました地方財政法の一部を改正する法
律案を議題といたします。まず政府よ
り提案理由の説明を聴取いたします。

地方財政法の一部を改正する法
律案

地方財政法の一部を改正する
法律

地方財政法(昭和二十三年法律第
百九号)の一部を次のように改正す
る。

第三十七條中「三月三十一日」を
「六月三十日」に改める。

〇堀政府委員 ただいま議題となりま
した地方財政法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案の理由及び
内容の概略を御説明申し上げます。

本法案は、地方財政法の規定によつ
て整備することを必要とされておしま
す。國費、地方費の負担区分に関する
法令の規定を整備する期限を、本年六
月三十日まで、三箇月間延長しよう
とするものであります。さきに第二國會
におきまして御審議を願ひました地方
財政法は、いわゆる國費、地方費の負
担区分につきまして原則的規定を設
け、地方財政の安固を期したのであり
まして、同法第十條によりますなら
ば、國と地方公共団体とが相互に負担
する経費について、その種目、算定基
準及び國と地方公共団体とが負担すべ
き割合につきましては、法律または政
令でこれを規定すべきことを定めてい
るのであります。その規定の円滑な
運営と法令の規定を整備するため
は、技術的に相当の時日を要すること
にかんがみまして、同法附則第三十七
條におきまして、從來現行に國と地方
公共団体が、相互にその経費を負担し
合つて来たもので、負担割合その他が
法律または政令に規定されていないも
のにつきましては、暫定的に本年三月
三十一日まで從來通りとし、同日ま
でそれ〇關係法令を整備すべきこと

とされているのであります。政府は、
地方財政法の成立と同時に、鋭意これ
が義務を果すべく努力をいたして参つ
たのであります。諸般の事情によ
り、予算編成事務に意外の日時を費や
さざるを得ざるに立ち至つた事情にか
んがみまして、とりあえずその期限を
本年六月三十日まで延期して、万遺憾
なきを期することとした次第であ
ります。

何とぞその間の事情を御了察の上、
十分の御審議を盡されまして、すみや
かは御賛同あらんことをお願い申し上
げる次第であります。

〇川西委員長代理 それでは、これよ
り質疑に入ります。立花君。

〇立花委員 現在までの地方財政の状
態は非常に困窮の度を加えておりまし
て、特に從來の地方財政のやり方から
見ますと、事業は押しつけておいて
も、それに伴う経費は出してないとい
うのが実情でありまして、この負担
区分の問題に關しましては、地方自治
は非常に關心を持っております。従つ
てこの問題に關しましては、ただ日限
が切れたから延期するといふふうには
簡單には委員會で承諾することができ
ないと思つております。従つていま
でどういふ配分の方法で負担区分をや
つておつたか、あるいはそれを今度法
定化するに際しまして、当局としてど
ういふふうな案を持つておるかとい
うことを、詳細に承つて、それを検討し
てからでないか決定することはできな
いと思つたので、その点の御説明を

同月六日

理事橋本龍伍君の補欠として福田篤
泰君が理事に当選した。

第一類第三号 地方行政委員會會議錄 第七号 昭和二十四年四月六日

第一類第三号 地方行政委員會會議錄 第七号 昭和二十四年四月六日

第一類第三号 地方行政委員會會議錄 第七号 昭和二十四年四月六日

第一類第三号 地方行政委員會會議錄 第七号 昭和二十四年四月六日

第一類第三号 地方行政委員會會議錄 第七号 昭和二十四年四月六日

願いたいと思います。

○秋田政府委員 たいいお述べに
りましたように、負担区分を乱つてお
りますことは、地方財政配分上非常に
困る問題でありますので、昨年地方財
政法ができましたときに、十條以下敷
箇條にわたりました、これに関する原
則を規定したのであります。これに基
きまして各種の法律を整備しなければ
ならないのであります。ただいま
提案理由の御説明にもありましたよう
に、それには多少時日を要しますの
で、二十四年度より実行するといふこ
とにしておつたのであります。御
承知のような状態で、予算の編成が遅
れましたので、こしはばく時をかし
ていただきますと、まとまつたもの
ができません。さしあたりこの三月末
の期限を三月だけ延ばしていただき
たいというのが、この法案の趣旨であ
ります。従いまして、今までどうい
う方をしていたかと申しますと、従
前の法規によりまして実行しておる
のでございまして、これは各方面に非常
にたくさん項目を含んでおりますの
で、資料でもございまして、簡単に
申し上げられないと思ひますが、い
づれにいたしましても、この数月中は、
それをはつきり規定いたしました地方
財政法の一部改正案をさらに提案いた
したいと考えておりますので、その方
は、その場合にむしろ御説明した方が
よいのではないかと考えております。

○立花委員 数日中と申しますと、
暫定予算は十五日までとなつておりま
すので、十五日までにはできるだろう
と思ひますが、局長の言われました詳
細なそういう案ができませんから、そ
の案を審議してからでも遅くないので

はないかと思ひます。三月というのは
非常に長きに失するのではないかと思
ひます。特に、私が調査いたしました
従来の負担区分を見ますと、ほんとう
に國家でやらなければいけない事業の
約三〇％が市町村の負担になつており
ます。しかも最近目立つてふえて参り
ました強制寄附といふものが、予算の
約一割を占める形になつておりますの
で、こういうことは今後ますます助長
される傾向にあると思ひます。従つて
局長の言われるように、数日中にそう
いふ詳細な案ができるのであれば、そ
れを見てから態度をきめても遅くない
のではないかと思ひます。数日中に案がで
きるといふことが、ここで言明できる
状態にまで立ち至つておるのであれ
ば、概数は発表していただけるのでは
ないかと思ひますが、それでもできな
いのであります。

○秋田政府委員 この六月三十日まで
延長いたしましたのは、六月三十日ま
で元のままでやる、こういう意味じや
ないものであります。その前に、先ほ
ど申しました数日中に提案いたしま
すほんとうの地方財政法の改正案が出
ましたら、ただちにそれが適用になる
と申します。むしろ二十四年度より
さかのぼつて適用になるのであります
て、ただ技術的に、その法案が成立す
るまでの間に時間のあることを心配い
たしまして、一應六月三十日まで延長
する。こういう趣旨で、この法案はつ
くつたのであります。

○立花委員 その趣旨はわかるので
すが、私たちはその趣旨をやはり具体
的に検討したいと思ひますので、次会
でもその詳細な当局の案を出してい
た
だきたいと思ひます。

○堀政府委員 できるだけ御趣旨に沿
うように努力いたします。

○谷口委員 これは非常に單純な改正
案でありまして、二月、三月延ばし
て、その間にどう政府の御意見のよ
うでありますけれども、法律または政
令で定めるといふ、そのきめることの
内容、これについて従来の慣行の中
に、私どもにかなり心配になる点がた
くさんございまして、その点が、新し
い法律がきめられるときに、どうい
うに解決できるかという点で、いろ
いろ政府の方に令聞きたして、お
いて、そうしてこの案に賛成するなり、
反対するの態度をきめなければなら
ぬと思ひます。そういう点で、
二今立花君が御尋ねしたこと以外に、
お聞きしたいことがあるのでありま
す。

私ども手元に持つておる資料によ
りますと、從來、國と地方公共團體との
費用の分担の割合につきましては、半分
のものもあれば、六十パーセントぐ
らゐる。國が負担されておるものもある。
あるいはその他いろいろ種目によつて比
率が異なつておりますが、國の負担さ
れる費用が、地方公共團體に渡される
期日につきまして、非常に地方の方で
困つておるわけです。御承知のよう
に、大体これは一年四回にわけて渡さ
れることになつておるようであります
が、私どもの調べたところによります
と、たとえば警察に対する下渡金とい
うようなものは、第一、四半期に六
であり、第二、四半期に一七、第
三、四半期に一八、最後の第四、四
半期になつて五四、渡される。あるい
はまた教育費なども同様でありまし
て、年度の初めに渡される割合が非常

に少く、二十二年などには六二とい
うのが、第四、四半期になつて渡され
ておる。こういうふうな地方に渡され
る金が、年度の初めに渡されることが非
常に少く、おしまひになつて渡される
という結果、地方の方では非常に困
わけています。これは財政法の十九條に、
國が支出する場合に、その支出金を
財源として行ふ事業の支拂に差支え
ないようになつておることをきめられて
おる。従つて、従つてこういうふうな第
四、四半期になつてから、つまり非常
に遅れて地方に金を渡すといふような
やり方になりますと、地方の方では事
業を進めて行く上に非常な支障を來
す。第一、予算化ができて來まして
も、そういうわけで、國から金が來な
いから現金化ができないといふわけ
で、勢い高い金を借り出して來る。非
常に高い利子で借りておる。大体二銭
八厘とか、三銭とかいふような、こ
ういふ事業に借り出す金としては、非常
に高い利子を拂ふことによつて困つて
おる。地方の負担が特に重くなるとい
うような実情があるものであります。こ
れは今申しましたように、財政法の十
九條で定められておる國からの交付金
を財源として支拂う、それに支障を來
さないようになつておるが、はつきり
規定されておるにもかかわらず、こ
ういふふうな遅くなつてやつと渡すとい
うような國のやり方は、地方に對する
一つの圧迫でありますし、また財政法
の違反だといふことにも言えると思ひ
ます。今後こういうことについては、は
たして新しい法律もしくは政令をきめ
られる場合に、どういふふうになされ
るかという点を私どもは聞きたいの
であります。

それからもう一つ、政府の方ではお
金を渡しても、それに対する物資の裏
づけをほとんどなされない。ここに京
都市の六、三割の予算のことにつきま
して陳情書が來ておりますが、こ
ういふものを見ましても、計画した坪數の
半分が承認されて、その承認された坪
數の半分の金額が渡されることにはな
るが、今申しましたように、最初に渡
されないで、ずつと遅れて渡されるか
ら、金を借りて來て、その間地方公共
團體が高い利子を拂ふといふ不便があ
ると同時に、物の裏打ちが政府によつ
てなされないから、やみの物資をかう
のために、せつかくもらつた、承認され
たものの半分、すなわち計画の四分の
二になります。その四分の一の金
も、ほんとうはやみ物資を買ふため
に、五分の一になり、六分の一になる
といふような状態になつて、金が金と
して間に合わない、こ
ういふ点につ
いて將來政府は、この事業に必要な物資
を、百パーセント裏打ちする腹がある
かないか、こ
ういふ点も私どもは聞きたいのであります。

それからもう一つ、國と地方公共團
體との費用の分担といふ点につきま
しては、私共はよくわかりませんが、補
助金などももちろん含んでおるのだろ
うと思ひます。ところが地方公共團體で、
ある事業を起し、それに対して國に補
助金その他をお願いする場合に、多く
は中央からいろいろの役人が調査と
か、研究とか、視察とかでやつて來ま
して、非常な飲み食いをする。つまり
收賄とか、贈賄とかいふほどの言葉に
よつて表現できないかもしれませ
んが、とにかく非常にたくさんのお金
が必要であつて、これをやらないと、

席

いうことのないように極力その点を戒して参りたいと考えるのであり

る綱紀の粛正ということに對しては、
細心な注意を拂つてゐることです。

しかたなき言して美常は首入した

う御用意があるかどうか。あるとす

は、私はこれ、主初めて承るのであり

者が入つておるからといつて、金の

の発言を強力にできる人に加えてもら

政委員会の責任者である木村大臣が中

されておりますが、これでは地方財政委員会に対して地方は信頼することができないと思ひます。こういう人に私たちはこの重大なる地方財政の問題をお任せすることはできない。一般予算におきましても、今度十一日公聴会をもちまして、労働組合の代表を入れまして、さらに地方団体の代表も加えて、一般予算の審議をやつています。

特に地方に關係のある地方財政委員会、地方の代表、あるいは地方の公務員の代表を入れた公聴会を、ぜひ持つていただきたいと思ひますが、この二つの点に關してどういふふうに地方財政委員会としてはお考えか、はつきり御答弁を願ひたい。

○堀政府委員 何か今朝ほど某新聞に今のお尋ねの問題が出ておりました。が、私はよく昨日の事情を知つておるのでございまして、いささかもそういうことはございせん。ただ遺憾なことは、きのう配付税を取りきめる際に、大臣が出ておられたのであります。が、非常に熱が高くなつて、座にいたたまれないで、遂に退席したというやうなところから、そういうやうなデマが飛んだと思ひます。さつそく私大臣のところに出かけて、大臣の心境も聞いたのでございまして、今朝新聞に出ておるやうなことは全然ございせんから、その点は御安心を願ひたい、かように存じます。

なおまた第二の問題であります。が、將來はあるいは地方財政の問題について、そういう公聴会のようなものを開くのもいいと思ひます。しかししたいまのところまだそういうことになつておりませんので、今ただちにそれをしようという考えはございませ

んが、しかし地方財政の問題は、まことに御説の通り非常に重要なものでございまして、あるいは國の財政と同じやうな方向に向けて行くということもいいことではないか、私かように思ひますので、それらの点については、よく研究することにしたと存じます。

○小平委員 本法の改正につきまして、政府委員の御説明を承つております。その御説明の中に、諸般の事情からして、予算編成事務に意外な日時を費した等の關係もあるのだというのとあります。この地方財政法は、昨年の七月七日に施行になつております。その間相当な時日もございまして、政府としては、その間鋭意努力して参つたという説明もあり、その予算編成事務について、國費と地方費の区分に關しますところの具体的な問題を検討するにあたりましては、予算の大綱ができてからこれをきめるというとは、むしろ私は逆行するものであつて、予算の方針がきまらない前に、事前に方針をきめるべきであるというところが法の趣旨である、というところがこの法の趣旨である、というやうな観点から、まことに遺憾にたえないと思ひます。その場合に、今回の予算の編成事務について時日を費したからというやうな理由は、私は理由にならぬのではないかと、こゝろに思ひます。

か、こゝろに思ひます。しかし現実の問題として、そういう理由もあり得るかと思ひますが、納得しかねるのであります。従ひまして、昨年七月七日に本法が施行になつており、今日さらにこれを三箇月間延長しなければならぬということにつき

まして、具体的な説明をお伺ひしてから本法に賛成したいと思ひます。

○萩田政府委員 予算は法律によつて編成されるのでございまして、法律の方が先行することはおつしやる通りだと思ひます。ただ初めにこの法律をつくり出す場合に、やはり全体的な予算とにらんで法律をつくりせん、と、國家財政全体の調子がとれなくなりまして、そういう意味におきまして、並行して予算を先にきめて法律をつくつたという意味ではございせん、並行いたしまして考えておつた。従つてその考えによる予算が現在提出されておるのであります。法律の方は單に方針がきまつておりますが、今申しましたやうに多少法文の体裁と、技術的な理由によりまして、数日遅れておるやうな次第であります。

○立花委員 今局長の説明によりまして、法律の方針がきまつておる、ただ技術的な問題というふうにおつしやつたんですが、それならばこゝで大綱が御説明願ふはずだと思ひます。私たちの方で少し集めました資料によりまして、すでに昭和二十一年度、二十二年度の負担区分は、相当はつきりとかかつておりました。しかもそれはほとんどパーセントまで、二十一年度も二十二年度も同様であります。ただ二十三年度の資料もございせんし、また今後おきめになるという政府の数字がわからないうので、私たちが態度をきめかねておるのであります。が、今局長の申されたやうに、それがきまつておるならば、なぜこゝろのことを最初から御発表にならないか、それをお聞きしたいと思ひます。

○萩田政府委員 ただいま申しましたやうに、形の上においてはつきりときまつたものではございせんので間に合わない次第でございしますが、もしそれが間に合つておりましたら、この法案は出さずに、そちらの方を御審議願つたらよかつたと思ひます。そういう次第で遅れておる次第でございまして、まだこの改正は大きく負担割合を減らすというやうなことは本年度はございせん、ただ今までもありました。不明確な、何分の一以内を補助するといふやうなことを、はつきり何分の一なら何分の一を負担するといふやうに訂正する点が多いのでございまして、實質的に大きく負担割合を減らすやうなことはございせん。

○門司委員 遅れて來まして、前に質問があつたかと思ひますが、法案の性質から申し上げまして、別段これを六月三十日まで延ばさなければならぬというのではないのじやないかと考へるのであります。この法律をきめられ審議をされただけに延ばすというところは、私はよくも立たないと思ひます。当局はどうでございせんか。もしお考へがあれば、この法案でなくて、ほんとうに内容をかえて行く、三十七條の變更に基いて行い得るといふ見通しがついておれば、この法案は別に六月三十日まで延ばすというやうなことをやらなくても、私はいいんじやないかと思ひます。その点の見通しはどうでござい

ますか。

○萩田政府委員 おそらくほんとうの地方財政の改正案が提出されると思つております。ただそれが成立いたしましたにつきまして、日時を多少要するのではないかとと思ひますので、その間單に法文の体裁といたしまして、二應

現行法では三月三十一日までとなつております。従ひまして四月一日以後何らかの法文に對しての改正を加えておきまさんと、法律の面に軋越するといふやうな事態の起るのを心配いたしまして、本案を提出しておるやうな次第であります。

○門司委員 そうすると私は同じ委員会の法案でおかしいと思ひます。この前に日にちを延ばしたしたのはたしか五月三十一日まで延ばしたと思ひます。これは六月まで延ばさなければならぬ。しかもその中で近いうちに延ばす必要のないやうな事態に立至るのだといふやうなことが何れもある。どうも私はその辺が解せないと思ひます。もし法律の体裁だけだといふならば、何もそう体裁張らないで、ひとつづつばらんに法案を出してもらつて、こゝろのことを考へておるがどうかといふやうに、相談をしてもらつた方がわれ／＼の方としてはやりよいのです。非常にくだいようですが……

○萩田政府委員 門司委員のおつしやいました通りでございまして、さつそくばらんに申し上げますれば、本日この次出します法案を御審議願つて、それを報告すればさつそくかえらぬのでございまして、ただいま申しましたやうに、少し遅延はございしますが、法案の体裁としまして、一應三月末日できめておるものを、そのまま空欄の時代があると思ひます。この法案を出してことを考へまして、この法案を出しておる次第であります。

○立花委員 そういう御趣旨であるならば、きよりの決定はお延ばしになり、來週におまわしになつて、その法案を見せていただいてからやつた方が

○門司委員 いずれ詳細なことにつきましてはわかると思いますが、本質的な問題について私は一應お聞きしてお

察所管に関する大臣であるといふこと

を承つておりますが、大臣の監督の範圍、權限というようなものを、われわれ承知いたしておりますので、國務大臣としての責任、さらに權限の範圍

を一應承つておきたいと思ひます。
○樋貝國務大臣 ただいまの法律によ
りますと、総理大臣の所轄のもとに公

安委員や、それに附屬しているところの警察事務官が動くということになつておりますので、総理大臣のことを私

がやらしてもらつておるような次第で
あります。

大臣の責任は、總理大臣の持つ警察に
對する責任を代行するものだといふよ

かに解説してさしつかえございませんか。

○樋貝國務大臣　さようでございませう。

○門司委員の大体それで全貌が一應わかつたのでございますが、警察法によ

りますと、總理大臣がもとより舊勢力に對してはいろ／＼な權限をもつておると思ひますし、とくに國家の非常事

態に對する報告を總理大臣がすることになつております。その場合の警察權の所在は、國警本部長官がその責任を

負うということになっていると思ひますが、その間の國警本部長と今の總目國務大臣との關係はどうなつておりますか。

○通員國務大臣 総理大臣のもとに公
すか、その点をもう一應お伺いしたい
と思います。

10

安委員があり、これに付属して事務局があるような組織になっておりますので、その事務局の方の長が、國家に関する限りにおいては、ここにおける警察長官がいたしております。そういうような關係であります。

○門司委員 もう一應お聞きしておきたいと思いますが、この大阪事件に入りまう前提をいたしまして、大阪の今回の事件に対する議員國務大臣の關係が、まづその面がどの辺にあるかというところを、私どもいろいろ考えておりますが、なほ大臣の方からひとつお答えを願つておきたいと思ひます。

○議員國務大臣 選挙によりまゝのこととは、政府といたしましてその選挙母体に法律上讓らねばならぬことでありまして、直接にそれに行くことはできませんけれども、その影響するところを考へて、政府といたしまして諸般のそれに対する手を打つて行くということはあります。従つて当面の問題に對しては、議會に對して、旧憲法時代においてはもとより、新憲法においてはまづ／＼もつて、その執行をするだけに當りますから、従つてそういうものには觸れて参りませんし、大阪の問題にしましても、公安委員會で警察長を選び、また罷免しなければならぬのであつて、政府でそれを指令することができない今の警察制度になつております。従つて指令はいたしませんけれども、しかしながらそれが國家の行つておる警察に影響するところが多いだらうと思ひます。従つてそれに対する関心を離してはおりません。そういう状態です。

○門司委員 そういたしますと、大臣の地位は、警察行政に對して、國會に對する責任は負われない。しかし警察事務その他があるので、全然知らないというわけではないというように聞えたのでありますが、その通りに解釈してよろしうございませうか。

○議員國務大臣 警察長官の任免というやうなことに關しましては、一言いへば公安委員會の権限に屬する事項に關しましては、政府といへども、どうすることもできないわけでありまゝ。その他の事項で一般的な國家警察、または國家全体として影響のあることに關しては、政府は関心を持つております。従つて、それに対する相當なる処置をして参ります。そういうやうに御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 くだいようですが、その点がちよつとわからぬのです。私がお聞きしておきたいと思ひますことは、大臣の地位の、國會に對する責任の範圍を一體開いておるのであります。

○議員國務大臣 もとより大臣として、國家全体の政治ということに關して責任を持つことは當然な話であります。

○河原委員 先刻大阪觀察のお話を承つたのでありますが、單に負傷者を出した、もしくは検束者を出したといふことも、警察は武器を携へてゐることでありまして、検束の権力も持つておるわけでありまゝ。ただその行使が不当であつたか、不当でなかつたかというの問題であり、あるいは手ぬるかつたかというやうなものを受けるかもしれない。その眞相について詳細なことを承らなければ、單に負傷者を出した、検束者を出したといふことだけでは、不当を斷することはできないので、詳細な報告書、書面をもつて

各委員に配つていただきたい。この措置を委員長から講じていただきたいと思ひます。

○立花委員 議員大臣御出席になつておられますので、當然この問題は調査もされ、お聞きにもなつておることがあるだらうと思ひますので、一應大阪事件に關する國務大臣の御報告をお願いしたいと思ひます。

○河原委員 私の申ししたのは、ただいま報告された方から、民間的な報告の詳細を、この委員會に書面をもつて報告してもらいたいという意味であります。

○中島委員長 河原君の要求される書面というのは、当局に對してでありまゝ、川上議員に對してであります。

○河原委員 川上議員に對してであります。

○久保田委員 大阪事件につきましては、川上議員からお話があつたのであります。私、その前に、議員大臣がどの範圍の責任を持たれるのであるかといふことが、はつきりいたしておりません。門司君の質問によりまして、はつきりいたしたわけでございます。よつて一應大臣に先にお尋ねいたしたいと思ひます。指令は國家が出さないで、公安委員會の方で云々という話がございます。二日の日付でもつて、大衆運動に對する取締りを斷固行へしという指令が出ておられます。これはどこから出されたものかといふことを、質問いたす前にお伺ひいたしたいのであります。

○議員國務大臣 二日の指令については、國警の面、また私の担当しておる警察の面ではよく存じませんが、調べようと思ひます。今國警長官もおりますが、その指令については、まだ存じないやうであります。ことの性質から言へば、大阪の警察は地方自治體警察であるから、それに対する指令は國警でなしに、自治體から出ているのではないかと思ひます。私の想像であります。そのことについては具體的に存じませんが、取調べてまたお答え申し上げます。

○久保田委員 これは大阪だけじゃなくて、出された指令は、大衆運動に對する取締りといふことになつております。ただいま伺ひますれば出ておらないといふお話でございますが、それはこの大衆運動に對する取締りといふことは、その自治體の警察において、公安委員會できめてやつておるといふ解釈をしてよろしうございませうか。

○議員國務大臣 自治體がそういうことをやつております限りにおいては、國警ではそういう指令を出しませんから、従つて國警の方には關してある種の指令を出しても、自治體には及びませんやうなわけであります。自治體は自治體ごとに、その自治體で自治的になつて指令を出しておられますから、それは私はよく存じません。

○久保田委員 明らかになつておきたいと存じます。それは國警の方といたしまして、またこの警察行政に對する責任ある總理大臣の立場から、そういう指令は出しておられませんか。

○齋藤(昇)政府委員 二日の、取締りを斷固やれといふやうな指令は、國警の方を出しております。それからこゝういふ指令や何かを出す出さぬの責任は、國警におきましては、私なり公安委員なりが負う。自治體はそれ／＼自治體の公安委員及び警察長が持つております。

○久保田委員 二日の取締りといふのはございませぬ。二日の日付によつて全國の警察に、大衆運動に對する取締りといふ指令が出た、こゝう言ふのです。私は二日の取締り、こゝういふことを申し上げません。

○齋藤(昇)政府委員 どういう通牒でありますか、私も全然記憶はありませぬし、今こゝに警備部長がおりますが、警備部長も全然記憶がない。そういうことはないと云つております。

○久保田委員 その点は一應御説明によりまして、わかりました。なお、この二日の事件でございますが、大阪におきましては相當の問題に對しては、警察の行き過ぎと申しましようか、いわゆる大衆運動に對する彈圧行為と申しましようか、これの行われしことは、新聞等によりまして御承知と思つております。民主警察といつたしまして、こゝういつた問題が今後も起つて來るといふことにつきましては、われ／＼の委員會が、この問題をどう解決するかといふことの大きな役割を持つておるわけでありまゝ。この問題に對しましては、どなたからか御意見がございまして、本委員會といたしまして、實際に委員會の名によりまして、警察がどの範圍の彈圧を行つたのか、またどの範圍の負傷者が出ておるのか、中には某部でございませぬが、この部が大阪の市會議員に對しまして、市會議員もさもあるか、そんなやつは突き殺せ——殺せといふやうな暴言を吐いておることも出ておる

のであります。つきましては詳細にわれ／＼はその両方のことを調べなければならぬと思ひます。また中には総理大臣の範囲だけでなく、新聞によりますと、地検の松本大席検事がこの問題を取調べております。事検事局の關係に及ぼしますなら、これは法務廳の關係に屬すると思ふのでござい

ます。法務廳と、總理大臣とのこの範圍におきまして、われ／＼はこの問題を十分に検討しなければならぬと思ふのでござい

ます。そのために正式に本委員會の名によりまして、私はこの實際を調査する調査委員を派遣してもらいたい、かように思ふのでござい

ます。なお私は東京におりまして、大阪に起きましたこの問題については、新聞等いろいろあちらからこういつた問題が起きたといふことの報告を聞いておる範圍でございまして、詳しいことは

こゝで報告いたすわけには参らないのであります。この問題について詳しいことは、川上氏が大阪におられたそうでござい

ますので、ただいま川上氏からこの問題についての話がござい

ました。が、われ／＼はこの問題を本委員會においてどうするかといふことととも

に、この問題に対する大阪におられた川上氏の御意見を、一應お聞きしたい。かように存するわけであり

ます。一人の武裝警官をつけておることになる。このこと自体がすでに調査に値する。

第二には、ポンプをあらかじめ用意しておる。消防ポンプをあらかじめ用意しておつたといふところに、警察の挑発の意図はきわめて歴然たるものがある。

第三には、ピストルの使用に対して、指令を出しておる。ピストルを使用し

てよろしいといふことを出しておる。これはもうあらかじめ撃ち殺す氣であつたと、われ／＼は解釈せざるを得ない。これは今言われたように、市會議員がピストルの使用に対してあまりひどいと思つて、それをとめに行つた

ら、市會議員もくそもあるか、撃つぞといつて向けた。そこで市會議員の方

はあとに退いたのであります。この形がとられておる。

第四番目には、さきに申しましたように、細い道路をわざ／＼指定して

おる。しかも警察が細い道路を指定して置きながら、誤つた方向に指導して

つて行つて、またこれを持つて帰つた。四列横隊を細い道でどち／＼にしておる。この責任はまさに警察にあるのである。これに対して何一つあやまりも弁解もしておらない。このこと

に対して、その事情を聞きに行くところの民衆團體の代表者には、警察局長は面会をことごとく拒絶しておる。

第六番目には、四百人以上の負傷者を二十七日のデモには出しておる。二

日のデモには、百人以上の負傷者を出して、二十七日には十七名の重傷者を出

して、これは病院にかつぎ込まれておる。頭を割られ、からだをやられ、鮮

血淋漓といふ言葉があるが、この文字

通りの形で、道行く人が、非常に多くの血を流して帰つて行く人を見ておる。

こゝういふ大きな事件を起しておる。そ

うして検束者十八名を出しておるのであります。四月の二日も、多数の検束者を出しておる。ところが、これがことごとく罪にも何にもならない。檢察當局

に会つてみても、それは何にもしておらぬ。めちやくちやに手当り次第にやつたといふ証拠は歴然としておる。今

日までほとんど全部を釈放して、今二人だけを残しておりますが、これは警察がかつこうがつかないから、残しておるのであつて、もう何も問題はな

い。その次に第八には、さきに申しましたように、警察官がサボをした事実があることを人民が知つておる。これは一大事件である。鈴木が言うことを聞

いておらぬのです。巡査が弱つておるという事実がある。いかに暴圧をこの市警察が企てたかといふことは、これ

で明らかである。代表團體に弁解せぬといふことも、挑発と暴圧の証拠である。壁新聞をことごとく武裝のトラッ

ク隊で破つておるというひとつの証拠である。元來大阪における従来のやり方といふものは、今回だけではな

い。今の委員は四月二日の問題にさ

れたが、四月二日の問題だけではな

い。かつては大阪市警は、G・H・Qの命令だといつて、あの不法な市條例を制定しながら、これが中止を命ぜら

れて、急遽としてこれをひつちめてお

つた。これに対して市會議員が、君はG・H・Qの命令だと言つて、これを出し

たじやないか、ところがしかられておるじやないか。これは一体どういふこ

とだと言つたら、何もこの説明がでない。人民を侮辱することもはなはだしい。朝鮮人事件の時分には十六歳に

なる少年を、うしろからピストルで打ち殺しておる。十七人の重傷者を出

し、一人は死んでしまつておる。これ

に対して何ら責任をとつておらぬ。その時分に鈴木警察局長のごときは、撃

つたと言つたのはおれだ。悪いことをす

るやつはことごとく撃つんだと言つた

が、撃たれた人々は、背中かもしくは

背後から撃たれておるのであつて、こ

の職權濫用はまつたく明瞭な事実があ

る。大阪は常にこゝういふ場合に血を

見せる。大阪の大衆だけがあはれたり

悪いことをしたりするものじやない。

いつもこゝういふ行動がある。たゞこ

に、大阪では大衆が血を見、幾百人の負

傷者を出し、暴行が行われておる。明

らかにこれは警察の挑発並びに彈圧か

ら起る問題である。この問題について

私は特に言いたいが、國警本部に行つ

ても、これは知らぬことだといふこと

をよく言われる。市警察には手をつけ

られない。今もそゝういふお答えがあつ

たと思ふ。私はこゝういふように取扱わ

れては困る。大阪にも國警がある。大

阪の治安は、國警も責任を持たなければならぬ。ところが、これは市警のや

つたことだから、國警は知らない。こ

ういふことで一体治安が保てるかどうか明らかであります。これは市警であ

ろうが、どこであらうが、國警はこゝう

いふことについては、治安の責任を持

たなければならぬ。あれは市警がやつ

たことだから、おれの方では知らぬこ

とだ。こゝういふような言い方をすると

いうことになる、政府は治安に対し

て責任を持つていない。大阪の治安は

だれが一体責任を持つのだ。それを市

警察がやつてゐるのか。國警は一切関

係がないのか。こゝういふ問題になつて

来る。こゝういふ答弁ではわれ／＼はど

うも納得できない。

次に大阪における人民の声は非常に

激昂しておる。これから行つて、呼び

出して調査をされてもきわめて明らか

なことであつて、ただこのデモに出た

ところの労働者が怒つてゐるだけでは

ありません。全市民がことごとく警察

のやり方に対しては反感を持つてゐる

といふことは、ほんとうにこれを調査

するならば明らかになる。これは全

市民の声であることは絶対間違いない。

さらにこれはデモだけではありま

せん。生活擁護同盟が生活を守るため

に、民主的な團體をこしらえて事務所

を持つておる。その城東の事務所のご

ときは、武裝警官八十名を動員して、

それを襲撃し、暴力をもつて非常に不

法な家宅搜索をやつた。あるいは東成

においては中小企業の團體である、い

わゆる関中協といふ事務所へも、同じ

ような暴力的な搜索行為をやつてお

る。私が調査に行つた時分には、城東

警察のごときは、五十人の武裝警官を

もつて警察を守つておる。警察が人民

を守るかと思つたら、そうではない。

警察を守つてゐる。私が行きましたが

中へ入らせない。なぜ入らせないので

かというと、何人も入れさせないのだ

といふ。しかし待合室に入つて待つてい

たつていざいざい。いやい。署長に

会わせてくれと言つても、警察の中

へ一步も入れさせない。こゝういふこ

とは城東のみではない。生野でもやつ

ておる。東成でもやつておる。こゝうい

ふ形で行きますならば、私のさつき申し

七

七

七

ましたように、これから先、たとえば五月のメーデーにいたしましても、その他の大衆集會にいたしましても、必ず不祥事件が起るであろうということ、われ／＼の調査した結果においては、察せられるのだ。これを單に市の警察のだからかやつたんだとかんたかいうことは問題ではないと思う。私は意見を述べておるのではなく、報告しておるのではありませんが、このことに対して本委員会において、これはきわめて重大な事件であるのでお取上げをお願いしたい。なおさらにこれは調査班をという御意見がありました、私の意見としては調査班を出していただくことは、はなはだけつこうであると思ふのでありますが、それと同時に本委員会に直接に証人を喚問するなり、双方適當なる方法によつて、詳細にきわめて納得の行くように、徹底的に調査をしていただきたい。こういうことを申し述べて報告を終らせてもらいたいと思ひます。

○門司委員 これはもう一度調査もぜひ必要であります、また問題にしなければならぬと思ひますが、一應私は大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

今の報告を受けますと、ピストルを撃つたとか、あるいは傷害を與えたとかいうことを言つておられますが、それは一体どういふ形であつたかということであり、これは御存知のように、警察官の職務執行に関する法律のうち第七條には、明らかに警察官が武器を使用しているときには、死刑または終身あるいは三年以上の懲役に処せられる凶悪なる犯罪にのみ、武器を使用することができるといふことが、

警察官の職務執行法の中にはつきり書いてあるはずであります。それから同時にまた大衆行動に對しましては、輕犯罪法の第四條には、この法律以外の犯罪については適用しないということ、が明確に書いてある。そうなつて参りますと、この事態は、この法律に對する警察官の大きな違法だと思ひますが、これに對する責任は、單なる自治警察の命令したものであるから、自治警察の責任だというわけには私は参らぬと思ふが、これは法律の範圍を越えた警察官の行動だと考えられるのであります。従つてそれに対しては、議員國務大臣並びに國警本部長は、どういふ御意見であるか、一應承つておきたいと思ふのであります。

○議員國務大臣 それが範圍を越えたのであるかどうかといふことは、一應は管轄官廳、言いかえれば警察隊長がその認識をしたからと思ひます。私の方はまだその事実が判明いたしません。ただいまお話があつたように、一方的な報告だけで全豹を推すわけには参りませんので、従つて詳細にそれを知らない限りは、そのお答えはできません。

○警務局長 政府委員、この問題は大阪市警の問題でありますので、直接私は當面の責任者ではありませんが、治安に關連する事件として重大な関心を持っております。従ひましてある程度の報告を受けておりますし、今後調査をいたして行きたいと思ひますが、三月二十七日及び四月二日には拳銃は使用をいたしておらないといふことは確実であります。この点を申しておきます。もし拳銃を使用して、それが法律の範圍内であつたかつかつか

という問題は、刑事事件として処理すべき問題だと思ひます。またその範圍を越えて指令をしたといふことであれば、刑事事件のほかに行政上の責任もありましよう。行政上の責任は市警でありますならば、市の警察局長並びにこれに對しては公安委員、なおまた公安委員の行政責任に對しましては責任を負う機關はありまけんけれども、公安委員の任免は市長が市会の同意を得てやつておりますから、市長及び市会がそういう監督上不行届であつたかどうかといふことは、公安委員を行政的に調べ、あるいはこれの解職その他の責任は市長にあるわけであり、市会も同意を與えておつたのであるから、これに關係が若干ある、こういうふうに考へております。

○小平委員 今次の大阪事件に關しまして事実を把握しない、この委員会が論議することは私は輕率であると思ひます。従ひまして先ほど河原委員から提案されました川上議員の現地調査に關します具体的な内容を、ひとつ委員会の委員長から正式に報告を求められまして、書面によつてその事実をお伝え願ひたいと思ひます。同時にまた政府委員の御説明によりますと、今次の事件に國警は關係してない。特にただいまの國警本部長官の話を聞きますと、ピストルを使用していないといふ話であります、これは先ほどの川上議員の説明とは根本的に相違を來しておる点でございますので、もし多數の重傷者を出し、あるいは不法彈圧をしておるといふことが事実であるとすれば、やはりその事実の真相を把握いたしました、今後の治安維持のために万全を期することが必要であると

思ひます。一面大阪の私營の方に對しましても、正式に本委員会からその事実の真相を求めるといふ処置をとつていただくと同時に、さらにまた本委員会から正式に現地調査員を派遣して、その内容を明らかにすることを願ひたいと思ひます。

○立花委員 ピストルを使わなかつたといふことが、はつきり國警の方で言えるといふことは相當調査されておると思うのですが、そういう調査があらば御発表を願ひたいと思ひます。ピストルを實際使つたか使わなかつたかという問題は、私たちの調査によりましてはつきり使つたといふことになつております。問題はそれ以前にすでにピストルで制圧せよといふ指令を出しておるといふことがあると思ふ。四月二日の市会午後から始まつておりますが、ところがその二日の午前十時、すでに鈴木局長は警察官を全部集めてまして次のような指令を出しております。三項になつておりますが、その最後では、暴動などの混乱に乘じ互れきなどを投げ、鎮壓にあたる警察官に危害を及ぼす緊急状態に立至つたときはピストルを発射して鎮壓せよ、といふことを、はつきりと事前に、その朝警察官を集めて言ひ渡しておるわけであり、まづ。こういうことがはたして安当かどうかといふことが本質的な問題になるのじやないかと思ひますが、そういう点でこの問題は非常に民主的な動きに對する重大な支障のある問題だと思ひますので、川上議員の説明の提出、あるいは國警の方面での調査も必要だと思ひますが、本委員会といたしましても、地方行政に關する重大なる問題だと思ひますので、調査

願ひたいと思ひます。なお、これは消防の方に関しまして、あるいは本日御出席の政府委員の方で御答えがでないかと思ひますが、消防をどういふ大衆彈圧に使用することが許されてゐるのかどうか。許されているとすれば、それはどういふ手続でやるべきであるかといふことをお聞きしたいと思ふのであります。またその消防の費用に關しましても、どういふふうにとりかはらうのか、あるいは消防法との關係はどうかといふことも、はつきりとお聞きしたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 法律上の問題としてお答えいたしますが、警察がある事業を取組めるというふうな場合に、警察官で足りない場合、警察以外の援助を求めるといふことは可能であるかともよろしい、他の消防、他の官廳の援助を求めるといふこともよろしい。事実が安当であるかどうかといふ問題はありますが、法律的には適法である。しかしながら強制力を加えて、その要求があれば必ず援助しなければならぬといふことはありません。従ひまして消防に對してこういうことを援助してくれといふことを警察側が言つた場合に、消防がよろしいと言つて出て行きました場合には、これは當然そういうことがやり得るのであります。その場合の措置が安当であつたかどうかといふ問題であります、法律問題としては何らさしつかえないと私は考へております。

それから費用の問題は、これも前合

いの問題でありますから、どちらで出してよい問題だと考えております。費用まで持つて出ようということではあります、それでもよろしい、費用は警察が負担しなければならぬということでもよい。

○龍野委員 たいま川上委員から報告によつて、この事実を調査するに、本委員会としてあるいは調査團を派遣し、あるいは証人を喚問するといふような方法によつて真相を明らかにするかどうかという御意見があつたのでありますが、これが警察権の正當な行使であるか否かという問題はなるほど重大なる問題でありまして、この問題の真相を國民に知らしめるといふことは、まことに大事な問題であるといふことについては、私いささかの疑義を持たないであります。しかしながら静かに考えてみますれば、今日の警察は旧憲法時代と違ひまして、國の警察権と自治体の警察権とが固然とその間に権限の区分がある。そこに今日の警察の特徵があるものでありまして、いかに國の権力をもつてしても、自治体の警察権には關與できないといふところに非常な特色があるのであります。今後の警察はこの現行制度をもつてするならば、そういうところに非常な特色があるのである。もつともそういう制度をやめて、國の力をもつてすべてのものを動かすような、もとの警察制度がいいのだというような、立法的な立場からそのことを論ずるならば別であります、現行法のもとにおいては、そこに特徴があるといふことをわれ／＼は認めざるを得ないのであります。そういう意味から申し

まして、結局國警長官も言われました通りに、本問題は大阪市、あるいは京都府における問題であります。先ほど議員長官もおつしやつたごとく、これは直接總理大臣あるいは主管大臣としての責任問題というよりも、警察を担当しているものとしては、まあ看過し、不問に付するわけには行かぬといふような意味の御答弁がありまして、責任、権限の問題としての明確なる責任を負うといふような意味の御答弁ではなかつたように考えるのであります。そういう意味におきまして、本委員会が、そういうような自治体の責任を、自治体が完全に掌握している問題をまず取上げて、これに非常な努力と時を費すべきときであるかどうか。本委員会はまだ本委員会として、國の政府の責任を問ひ、また政府になしてもならなければならぬ法案その他

の問題が山積したしておると思うのであります。この際われ／＼は、やはり本委員会のもと／＼の職責に向つて力を盡すのがあたりまえじやないかと私は考えるのであります。殊に先ほど御提案の中に、証人を喚問するといふ言葉があつたやうであります、特別の法律を本議院に提出して、この地方行政委員会がそういう権限を附與せられなければ、私は大阪市長、あるいは警察委員、あるいは警察局長を呼び出して、証人としてここに來てもらうことはできないことじやないかと存ずるのであります。調査團を派遣すること、先ほど申しました通り、これは本委員会としてもできることだらうと思ひますけれども、しかしながらはたして今そのときを得ているか、あるいはまた他の重要問題に先んじてやらなければならぬ問題であるかどうかといふことについて、私は見解を異にしておる。そういうふうな考えを意見を申し上げた次第であります。

○門司委員 たいませつかくの御意見であります、私はたいませつかくの御意見には承服したのであります。私も多少は少くとも地方行政委員会が地方行政を見ます範圍において、その地方行政の一端である警察行政のうち、かくのごとき不祥事が起つたといふことを不問に付するといふ理由はどこにも存在しません。もしわれ／＼の委員会がこれをやらないとするならば、委員会の意義が一体どこにあるか。私どもは少くとも國會議員として、殊に地方行政に対する委員会の委員といふものは、かくのごとき不祥事が、地方の何れの町村、何れのところにおいても起らぬことを願ひ、またそのことをわれ／＼の任務として果さなければならぬわけである。それを今重要な案件があるからと申されますが、何れもわれ／＼の委員会の全員が、二日も三日も暇をつぶして、大阪に行く必要は毛頭ありません。事人命に關し、將來のわが國の民衆運動に關する問題に對し、これを等閑に付するといふことは、当委員会としては断じてできない。もとよりわれ／＼の自発的の意思としても、当然國會議員の一人の責任においても、やはり現地に出張してそれらの問題を詳細に調査して、再びかくのごとき不祥事の起らぬように私どもはいたさなければならぬ。事人命に關する問題である。ここできかなる立法をするかといふことも非常に問題

でありまして、事は人命に關する警察官の暴行に對して、委員会の所管外であるといふような考え方を持つならば、當委員会の必要はなくなると思ひわれ／＼は何も感情で申し上げておるわけでもない。せつかく日本が正しい角度において民主化をしようとするときに、官憲の暴行によつていたずらに人心を激発するがごとき行動を一方的にとつて行くこの処置に對しては、私は國民的立場において断固として反對しなければならぬ。ことに私が先ほど冒頭に申し上げたところの御答弁によりまして、大臣は總理大臣の警察行政に對する任務の代行をするといふことを仰せになつております。日本の警察権の最後の責任者としては總理大臣であります。その總理大臣の代理である議員國務大臣は、地方警察であるから、あるいは國家警察であるからといつて、これを区分される筋合ひは、私は手頭ないと思ひます。もし議員國務大臣が警察行政に對して、國警だけの責任者であるとするならば、どういふ形に相なるかといふことでもあります。國家警察の範圍で取締る、國家警察の行政の中における日本人だけをめんどろ見るといふことではないのか。少くとも一國の國務大臣が國民全体に責任を負わなければならないと思ひます。従つて大臣の責任は、地方警察の處置であらうと、國家警察の範圍であらうと、同様に考えてもらひたい。またそのあるべきだと考えるし、さつきの御答弁もそうであつたと考える。そういうたしますれば、これは單に大阪一警察の問題であるとか、あるいは警察法にこうなつておるかといふ、ごく上つ

らの考え方をもちては、それはできないと思ひます。本問題については責任は議員國務大臣にございまして、私どもはそういう意味においても、當委員会はすみやかにしかるべく委員をきめていただいて、この問題の真相を究明して、お互いがほんとうに眞剣に、この問題を研究して、再びかくのごとき不祥事の起らぬように——ただここで考えますと、われ／＼も目撃しておりませんので、十分には言えませんが、二百数名あるいは四百の負傷者を出した事件は、内乱にひとしい事件であります。國の一角において内乱にひとしい事件が起つておるのに、われ／＼國會が知らぬ。われ／＼の権限の範圍外である。あるいは忙しから調査しないといふ理由は、どこにも見出せない。従つてわれ／＼が調査することのたに必要なる委員を派遣するの、一体どこに不都合があるかといふことではありません。私はしかるべき人員をきめていただいて、詳細にこれの調査をいたしまして、そうして再びこういうことのないように、われ／＼委員会としての責任を全うしたいといふふうに考えます。

○小平委員 簡単に結論を申し上げます。本件は事の真相を把握しないのでこで討論することは、私は早計であると思ひます。事実を把握してから、その事實に從つて本委員会が關與する限度もきまると思ひます。従ひまして討論はこれで打ち切られて、先ほど提案申し上げました両者の真相をつかむといふことについて、委員長は採決をどうしたいかと思ひます。

ましたので、ほんとうは社会党の久保田さんの方から提案がありまして、久保田さんは大阪の出身でございますので、大阪の問題を國警の方に聞きたい、ということと委員会をやりましたので、その点、ひとつ御了解を願いたいと思います。

○久保田委員　大臣と齋藤さんが見えておりますので一言だけお伺いしたいのですが、大體自治体警察の方におきまして、自治体警察の費用は、これはむしろん自治体でやることは、われもさように存じておりますが、大阪市警におきましては、鈴木局長は非常にりつばない車に乗っております。市長よりいい車に乗っております。それ

でその費用はどうしておるかといへば、市の方からは出してない。これは市から出しておるということならわかるのですが、市から出しておらないのにそうした車に乗っておるということは、これらの費用は國からか、どつから出てるのか、あるいは國營からでてもそういう負担がされておるのかということを、一應伺つておきたいと思つて居る。

○齋藤(昇)政府委員 自治体警察になる前に、國と申しますか、前の大阪府の警察部で持つておつた車を使つておられるならいざ知らず、それから後に新しく買われたというのであれば、そういう金は國の方からは出ておりません。

○久保田委員 わろんこれは自治体警察になつてからのことでありますから私はお伺ひしたのでございますが、

れではその費用はどこから出ておるか
ということはわからないわけですね。
大体御答弁をいただきまして、どつか
らかややこしい方面から出ておるので
はないかとわれ／＼は解釈しておるの
であります。よくわかりました。あり
がとうございました。

○中島委員長 それでは本日はこれで
散会いたします。この次は九日の午前
十時半から開会いたします。
午後一時十四分散会

昭和二十四年四月二十三日印刷

昭和二十四年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

C1111D